

胆沢ダム及びハッ場ダム発注事案に係る検証について

国土交通省

平成 22 年 8 月 11 日

目次

第一章 検証の趣旨	3
第二章 検証の進め方	4
第1節 胆沢ダム談合情報事案の検証の進め方	4
(2-1-1) 資料の分析	4
(2-1-2) 関係者からのヒアリング	4
(2-1-3) 談合情報対応マニュアルについて	5
第2節 ハッ場ダム発注案件の検証の進め方	8
(2-2-1) 対象案件の概要	8
(2-2-2) 基礎的な統計分析	10
(2-2-3) 談合疑義の観点からの調査の方法	11
第三章 検証結果	12
第1節 胆沢ダム談合情報事案の検証結果	12
(3-1-1) 当時の資料の分析結果	12
(3-1-2) 関係者からのヒアリングの結果	14
(3-1-3) 胆沢ダム談合情報事案の談合処理に係る関係者の認識等とその評価 ..	17
第2節 ハッ場ダム発注案件の検証結果	23
(3-2-1) 対象案件に係る落札率等の調査	23
(3-2-2) 調査方法	26
(3-2-3) 調査結果	26
(3-2-4) まとめ	37
第四章 談合処理体制の見直し	39
1. 談合情報等の処理体制の強化	39

2.	事情聴取等の充実	39
	(1) 公正入札調査委員会による事情聴取項目の決定等.....	39
	(2) 工事費内訳書の内容についての事情聴取の徹底	39
	(3) 事情聴取項目例の削除等	39
	(4) 事業者が口裏合わせをすることが可能となるような聴取方法の廃止.....	40
	(5) 入札辞退者に対する事情聴取	40
	(6) 情報提供者への接触	40
	(7) 事後的に検証が可能な情報の取り扱いの明確化	40
3.	公正取引委員会・警察庁との連携強化.....	41
	(1) 公正取引委員会への通報の方法	41
	(2) 警察庁との連携.....	41
4.	談合疑義事案に係る資料の適切な保存等	41
5.	談合疑義事実の適切な見直し	41
第五章	まとめ.....	43

胆沢ダム及びハッ場ダム発注事案に係る検証について

第一章 検証の趣旨

国土交通省においては、透明性の高い公正な入札契約制度を構築するため、入札契約制度の全般的な見直しを進めているところであるが、国民の税金を原資として行われる公共工事の発注に当たっては、談合を未然に防止するよう不断の努力が必要であり、今般、国土交通大臣から、胆沢ダム堤体盛立（第1期）工事（以下「堤体盛立工事」という。）及び同ダム原石山材料採取（第1期）工事（以下「原石山材料採取工事」という。）に係る当時の談合情報処理等について再検証するとともに、ハッ場ダム発注案件について談合の疑いがないか検証するよう、また談合情報があった場合の手續について根本的に見直すよう指示を受けたところである。

検証に際し、胆沢ダムについては当時外部から談合情報が寄せられていたため、残存する当時の資料の分析や談合情報の処理に当たった当時の関係職員からのヒアリングを行うこととし、ハッ場ダムについては外部からの談合情報はなかったことから、入札調書から落札率が高い案件や一者応札となっている案件など特徴的なものを抽出し工事費内訳書等の分析を行うこととしたものである。

なお、堤体盛立工事及び原石山材料採取工事に係る談合情報処理事案については、以下、「胆沢ダム談合情報事案」と表記する。

第二章 検証の進め方

第1節 胆沢ダム談合情報事案の検証の進め方

(2-1-1) 資料の分析

資料の分析に当たっては、当時事業者から提出された工事費内訳書のほか、談合情報を受けて当時内部で分析・整理した資料から当時の処理経緯を整理するとともに、工事費内訳書の分析が妥当なものであったかどうかを検証した。

《工事費内訳書について》

工事費内訳書は、発注工事の資材等の使用数量等をまとめたいわゆる数量総括表に基づき、入札参加者が同表に掲げる費目・工種等に対応するものの金額等を表示したものであり、平成6年に一般競争入札方式の本格的な導入に合わせて入札参加者からその提出を求めてきたところであるが、入札及び契約における不正行為の排除を徹底するとともに、競争参加者の積算努力の促進を図るために、順次、工事費内訳書の提出を求める対象工事は拡大されてきた¹。

工事費内訳書の分析に当たっては、国交省が行った積算の内容と各社が行った積算の内容を比較しそのバラツキを確認するなど、複数のチェック項目から検証することによって入札参加者の間で積算内容のやりとりがあったことを窺わせる事実がないかを判断することが一般的である。

胆沢ダム談合情報事案については、入札参加者から提出された工事費内訳書やそれをもとに行われた当時の分析結果の資料を参考にして、分析内容に誤りがなかったか、十分な角度から分析が行われていたかどうかなどの観点から検証した。

(2-1-2) 関係者からのヒアリング

関係者からのヒアリングでは、当時、談合情報の処理に直接関わった職員のほか、契約、積算等の職務に携わる職員・元職員（本省、地方整備局、事務所）総勢27名から、当時の談合情報の処理体制、追加的な談合情報の

¹ 現在、予定価格が6,000万円以上の一般競争入札発注工事の全て及び6,000万円未満の競争入札発注工事のうち地方整備局ごとに工事件数で2割程度以上抽出したものを対象として工事費内訳書の提出を求めているが、平成16年当時は、一般競争入札（当時は7.3億円以上）、公募型指名競争入札及び工事希望型指名競争入札発注工事のほか、公募型指名競争入札及び工事希望型指名競争入札以外の指名競争入札発注工事のうちから地方整備局ごとに工事件数で2割

有無についてヒアリングを行うとともに、胆沢ダム談合情報事案について捜査機関が談合を摘発したとの事実はないが、職員・元職員が談合に関与することがなかったかどうかを確認した。

ヒアリングは、本省及び東北地方整備局において、監察業務を担当する部局及び入札契約関連の業務を担う部局が協力して行った。

主なヒアリング内容は以下の通り。

- 当時の談合情報の処理体制について（工事費内訳書の分析の視点、事情聴取項目の決定過程、公正入札調査委員会での審議、公正取引委員会との関係等）
- 追加的な談合情報の有無（当時寄せられた談合情報以外に追加の談合情報に接したことがないか）
- 職員・元職員の談合への関与について（談合の明示的な指示、受注者に関する意向表明、発注に関する秘密情報の漏洩等の有無）

(2-1-3) 談合情報対応マニュアルについて

胆沢ダム談合疑義事案では、談合情報があった場合の手続について定める談合情報対応マニュアル（以下「マニュアル」という。）に沿って当時どのような処理がなされたかを検証することとしているため、以下にマニュアルの概略を記す。

① 制定及び改訂の経緯

談合情報があった場合の手続について定める談合情報対応マニュアル（以下「マニュアル」という。）は、地方公共団体の首長と建設業界を代表する企業幹部が公共工事を巡る贈収賄容疑によって相次いで逮捕・起訴されたことにより、公共事業に対する国民の信頼が著しく損なわれたことを受けて、平成 5 年 12 月、中央建設業審議会の建議「公共工事に関する入札・契約制度の改革について」の中で、談合情報が寄せられた場合の「手続きの流れについてマニュアル化し、その内容を公表することについて検討すべき」とされたことを踏まえ、平成 6 年 3 月 30 日に「公正入札調査委員会の設置等について（平成 6 年 3 月 30 日付建設省厚発第 124 号）」により定められたものである。

その後、平成 13 年 2 月 16 日から施行された公共工事の入札及び契約の

程度抽出したものを対象に試行されていた。

適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号。以下「入札契約適正化法」という。）第 10 条において、「独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実があるときは、公正取引委員会に対してその事実を通知しなければならない。」とされたことを契機とし、外部からの談合情報だけでなく、発注者自らが確認した談合があると疑うに足りる事実（以下「談合疑義事実」といい、外部からの談合情報と合わせて「談合疑義事案」という。）についても対応できるようにするとともに、併せて諸処の改正を行うため、公正取引委員会とも調整を行いながら、平成 15 年 3 月 10 日に現在のマニュアルが制定されたところである²。

《入札契約適正化法》

（公正取引委員会への通知）

第 10 条 各省各庁の長、特殊法人等の代表者又は地方公共団体の長（以下「各省各庁の長等」という。）は、それぞれ国、特殊法人等又は地方公共団体（以下「国等」という。）が発注する公共工事の入札及び契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実があるときは、公正取引委員会に対し、その事実を通知しなければならない。

《平成 15 年の主な改正のポイント》

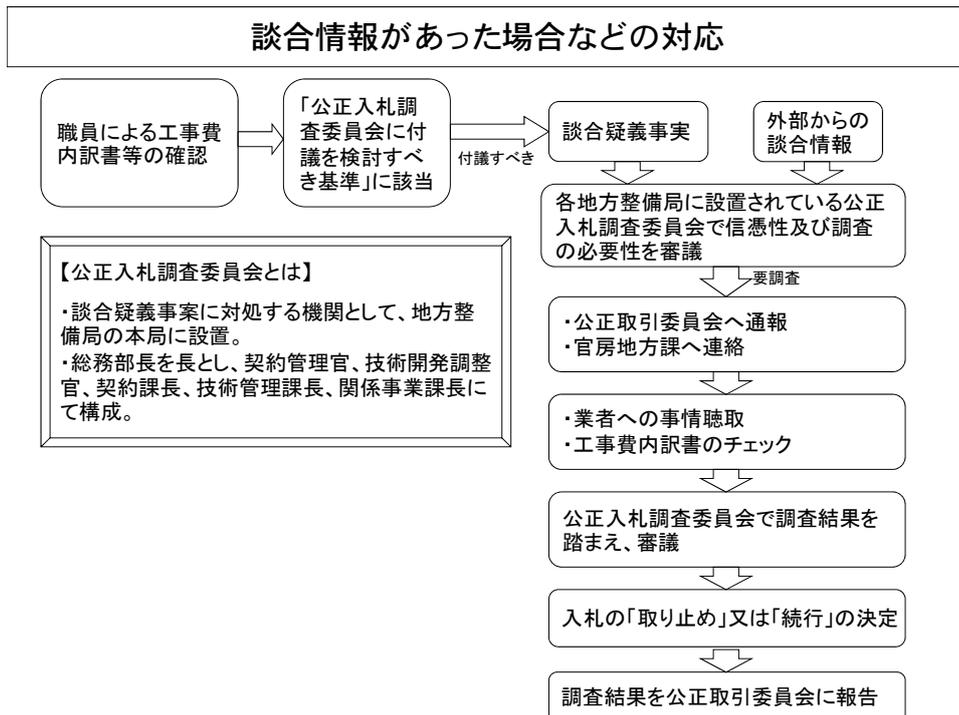
- ① 職員が談合疑義事実を得た場合の処理等について、談合疑義事実処理マニュアルを策定
- ② 入札契約適正化法第 10 条に基づき、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反する行為があると疑うに足る事実を公正取引委員会に対し通知する手続に関する通達を策定
- ③ 報道機関との対応の中に、カッコ書きにて「(公正取引委員会が行う審査の妨げとならないよう留意するものであることから、発注者側より積極的に談合情報を公表するものではない。)」を追加。
- ④ 追加談合情報、入札の取りやめの決定又は入札の無効の決定等があった場合には逐次かつ速やかに公正取引委員会へ通報する旨追加
- ⑤ 改正前のマニュアルでは、入札参加者に対し工事費内訳書の提示を求めチェック後返却していたが、提出に改め証拠書類として活用

² 本改正にあわせて「公正入札調査委員会の設置等について（平成 6 年 3 月 30 日付建設省厚発第 124 号）」は廃止され、新たに「公正入札調査委員会の設置等について（平成 15 年 3 月 10 日付国地契第 92 号）」が制定されている。

- ⑥ 談合情報を公正取引委員会に通報等の後に、公正取引委員会より協力要請があった場合は、事務局を窓口として可能な限り協力する旨追加
- ⑦ 誓約書を出したにもかかわらず、その後独占禁止法第3条・第8条又は刑法第96条の3の規定に違反があったと認められるときは、極めて不誠実な行為とみなし指名停止期間を加重して措置する旨追加
- ⑧ 本規定は、建設コンサルタント業務等の入札に係る談合情報について準用する旨追加

② マニュアルの概要

現在の談合情報があった場合などの流れを整理すると概ね以下の通りである。



第2節 ハッ場ダム発注案件の検証の進め方

(2-2-1) 対象案件の概要

ハッ場ダム建設工事が本格化した平成13年度から昨年度までの発注案件は全部で1,007件（うち競争入札は777件）である。それらを概観すれば以下のとおりである³。

まず、工事については、平成13年度は6件（すべて競争入札）であったが、平成14年度以降は概ね40件から60件程度で推移しており、全体では378件（うち競争入札は376件）である。また、業務については、平成13年度には99件（うち競争入札は78件）であったものがそれ以降概ね減少傾向で推移しており、全体では629件（うち競争入札は401件）である。

次に、発注案件のうちまず工事について工事種別毎の構成割合を見ると、ほぼ通年で8割前後が一般土木工事となっており、この一般土木工事を発注規模別に見ると、Cランク（予定価格6,000万円以上3億円未満）及びDランク工事（予定価格6,000万円未満）の合計件数が一般土木工事の8割弱から9割強を占めている。また、維持修繕工事（予定価格の平均は約1,800万円）が工事全体の1割前後を占めている。

一方、業務について業種区分毎の構成割合を見ると、ほぼ通年で5割前後が土木関係建設コンサルタント業務、それぞれ2割前後が測量業務や補償関係コンサルタント業務となっている。

さらに、1件当たりの契約金額を見ると、工事については、平成14年度（約2.2億円）以降減少していたものが17年度（約1.1億円）から19年度（約2.2億円）にかけて上昇し、平成20年度以降は1.5億円程度で推移しており、また、業務については、増減はあるものの2,000万円台で推移している。

<契約件数（上段：総件数、下段：競争入札件数（総件数から随意契約件数を除いたもの））>

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	計
工事	6	41	43	27	46	68	50	63	34	378
	(6)	(40)	(42)	(27)	(46)	(68)	(50)	(63)	(34)	(376)
業務	99	87	74	63	63	74	67	61	41	629
	(78)	(60)	(52)	(48)	(43)	(44)	(31)	(22)	(23)	(401)
計	105	128	117	90	109	142	117	124	75	1,007
	(84)	(100)	(94)	(75)	(89)	(112)	(81)	(85)	(57)	(777)

³ なお、当該対象案件には、既に17年9月に公正取引委員会が指摘している鋼橋上部工事談合事案の対象となっているものが2件含まれている（「千歳橋（仮称）上部工事（16.3.15契約締結）」及び「付替国道145号立馬橋上部工事（17.3.8契約締結）」）。これらについては基礎的な統計分析を除き、調査対象からは除外している。

<工事種別ごとの契約総件数（随意契約を含む。）>

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	計
一般土木 (A)	0	1	2	0	1	3	1	0	0	8
一般土木 (B)	0	5	3	2	1	1	7	11	2	32
一般土木 (C)	3	17	17	16	31	52	26	34	25	221
一般土木 (D)	1	10	10	2	2	2	5	2	7	41
一般土木 (計)	4	33	32	20	35	58	39	47	34	302
アスファルト舗装	0	0	2	0	0	1	0	1	0	4
鋼橋上部	0	1	1	1	2	1	2	4	0	12
建築	0	0	1	0	0	2	0	0	0	3
電気設備	0	0	0	0	1	0	1	1	0	3
暖冷房衛生設備	0	0	2	1	1	1	0	0	0	5
セメント・コンクリート舗装	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
プレストレスト・コンクリート	0	0	0	0	0	1	2	1	0	4
法面処理	1	3	2	1	1	0	0	1	0	9
維持修繕	1	3	3	4	4	4	4	6	0	29
機械設備	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
通信設備	0	1	0	0	0	0	0	2	0	3
受変電設備	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
工事 (計)	6	41	43	27	46	68	50	63	34	378

* 一般土木A（WTO政府調達協定対象:予定価格7.5億円以上(H13)、6.6億円以上(H14・15)、7.3億円以上(H16・17)、7.2億円以上(H18・H19)、7.9億円以上(H20・21))、一般土木B（3億円以上WTO未満）、一般土木C（6,000万円以上3億円未満）、一般土木D（6,000万円未満）。

<業種区分ごとの契約総件数（随意契約を含む。）>

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	計
測量	22	10	15	9	9	9	10	9	5	98
土木コンサル	42	49	33	32	35	42	40	43	28	344
地質調査業務	6	10	9	4	5	9	5	2	0	50
補償関係コンサル	29	18	17	18	14	14	12	7	8	137
業務 (計)	99	87	74	63	63	74	67	61	41	629

<1件当たり契約金額（単位：千円、随意契約を含む。）>

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
工事	67,500	219,040	94,100	77,893	114,200	169,826	220,552	157,814	143,450
業務	20,668	25,387	23,722	21,298	23,290	24,571	24,506	26,841	27,493

(2-2-2) 基礎的な統計分析

① 平均落札率

平均落札率に係る年度別の推移を見ると、工事については、平成13年度に約98.1%であったものが概ね年々低下し、平成18年度には約91.2%となり、その後反転して平成21年度には95.5%となっている。業務については、工事に比べて平均落札率が低いものの、傾向は工事と同様となっている。

<平均落札率（随意契約を除く）>

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	計
工事	0.981	0.945	0.962	0.958	0.934	0.912	0.935	0.940	0.955	0.940
業務	0.937	0.931	0.855	0.850	0.848	0.743	0.767	0.803	0.892	0.861

② 予定価格内1者⁴

予定価格内1者であったものは188件となっており、うち初度入札において予定価格内1者であったものは159件、再度入札において予定価格内1者であったものは29件となっている。

<予定価格内1者の件数（随意契約を除く）>

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	計
初度入札	19	21	9	10	6	29	21	29	15	159
再度入札	2	4	1	1	4	6	1	8	2	29
計	21	25	10	11	10	35	22	37	17	188

* 「初度入札」は第1回目の入札で落札者が決まった案件の件数、「再度入札」は第2回目又は第3回目の入札で落札者が決まった案件の件数をいう。

③ 一者入札

一者入札であったものは55件となっており、うち当初から参加者が一者であった案件は33件、当初は複数の参加者があったものの辞退により入札者が一者となった案件は22件となっている。

<1者入札の件数（随意契約を除く）>

	H17	H18	H19	H20	H21	計
1者入札（計）	1	1	8	14	31	55
（1者参加）	0	0	5	5	23	33
（複数参加）	1	1	3	9	8	22

* 13年度から16年度までは発生していない。

⁴ 落札者が決定した時点の入札において、予定価格を下回る入札者が1者であった案件（辞退等によって入札者が1者となった場合を含み、参加者が当初から1者であった場合を除く。）をいう。

④ 一位不動⁵

一位不動に係る年度別の推移を見ると、工事については、平成13年度、16年度及び19年度は発生がなく、平成20年度は8件の発生があるが、その他は数件程度となっている。業務については、平成18年度までは4～5件で推移していたが、19年度以降は減少傾向となっている。

<一位不動（随意契約を除く）>

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	計
工事	0	2	1	0	3	2	0	8	1	17
業務	4	5	4	4	4	5	2	0	1	29
計	4	7	5	4	7	7	2	8	2	46

(2-2-3) 談合疑義の観点からの調査の方法

八ッ場ダム発注案件については、外部からの談合情報がなく、対象案件も膨大であることから、談合疑義の観点からの調査を効率的に実施するため、入札談合を目論む者にとって比較的受注調整が実施し易いと推察される案件、具体的には、

- ①同時期に発注された内容が類似する複数の工事又は業務
- ②複数年度に渡り継続的に発注された内容が同種の複数の工事又は業務

を分類するとともに、さらに、

- ③入札者が1者であった工事又は業務
- ④一位不動であった工事又は業務

についても分類し、それらのうちから予定価格内1者である、落札率が著しく高いなど談合疑義の観点からさらに詳細な調査を行う必要があると認められた案件(31件)を抽出し、工事費内訳書等の分析を実施した。なお、調査結果は第三章第2節で述べる。

⁵ 複数の者の参加があった案件において、初度入札において最低の入札価格を提示した者が再度入札においても最低の入札価格を提示し、かつ落札者となっているものをいう。

第三章 検証結果

第1節 胆沢ダム談合情報事案の検証結果

(3-1-1) 当時の資料の分析結果

① 胆沢ダム談合情報事案の処理経緯

談合情報を受けた処理経緯について、当時の記録をもとに整理すると以下の通りである。

ア) 堤体盛立工事

平成16年9月21日から28日までの間に、本省及び地方整備局に対し、特定の団体及び個人（いずれも実名）から、複数回にわたり、具体的な企業名を挙げながら入札前に落札者が決定しているとの談合情報が入った。これを受け、東北地方整備局内に置かれる公正入札調査委員会が9月27日に開催され、開札前にもかかわらず落札業者名が具体的であることから、9月28日に予定されていた開札を保留の上、調査を開始することを決定した。また、寄せられた談合情報の内容及び調査決定については、9月28日、公正取引委員会に通報されている。その後、入札参加者が提出した工事費内訳書を調査したところ、談合の疑いを確認できなかったが、9月29日に公正入札調査委員会で事情聴取項目を決定し、10月1日に入札参加者から事情聴取を行った。10月5日、公正入札調査委員会を開催し、事情聴取の結果からは談合の疑いが確認できなかったため、誓約書の提出を要請の上、開札することが決定された。誓約書が10月7日に提出されたことを確認の上、同日に開札した。入札結果を含め、一連の処理状況については、10月20日に公正取引委員会に報告されている。

イ) 原石山材料採取工事

平成17年2月23日、新聞社から東北地方整備局へ具体的な企業名を挙げながら入札前に落札者及び下請企業が決定しているとの匿名情報があった旨連絡が入った。同日、東北地方整備局に置かれている公正入札調査委員会が開催され、開札前にもかかわらず落札業者名が具体的であることから、2月24日に予定されていた開札を保留の上、調査を開始することを決定した。また、寄せられた談合情報の内容及び調査決定については、翌24日に公正取引委員会に通報されている。その後、

工事費内訳書を調査し、3月4日に入札参加者から事情聴取を行った。3月7日、公正入札調査委員会が開催され、工事費内訳書の分析及び事情聴取の結果からは談合の疑いが確認できなかったため、誓約書の提出を要請の上、開札することが決定された。誓約書が3月9日に提出されたことを確認し、翌10日に開札した。入札結果を含め、一連の処理状況については、同日、公正取引員会へ報告されている。

< 契約等の概要 >

	堤体盛立工事	原石山材料採取工事
契約金額(税抜き)	19,380,000,000	15,150,000,000
予定価格(税抜き)	20,623,570,000	16,045,149,000
入札日	平成16年10月7日	平成17年3月10日
落札者	鹿島・清水・大本特定JV	大成・熊谷・間特定JV
入札参加者 (落札者を除く)	①西松・三井住友・鴻池特定JV ②大成・間・佐藤特定JV ③飛島・竹中土木・日本国土特定JV ④熊谷組・戸田建設・フジタ特定JV	①飛島・竹中土木・青木あすなろ特定JV ②佐藤・大豊・日本国土特定JV ③西松・戸田・フジタ特定JV

② 工事費内訳書の分析について

堤体盛立工事及び原石山材料採取工事のいずれも、当時の資料では、工事費内訳書を分析した結果、各社の価格の同一性や統一性が見られないことから、工事費内訳書からは談合の疑いを確認することができなかったと結論づけている。

このため、残されている資料の範囲内で、

- a) 当時どのような分析項目⁶を設けていたか、また分析項目は現時点のものとは比べて不足はないか
- b) 当時の分析の内容に誤り（計算ミス等）はないか
- c) 現在の知見に基づき改めて当時の工事費内訳書を分析した場合でも、積算内容のやりとりがあったことを窺わせる事実など不自然な点がないか

という観点から改めて検証を行った。

- a) について、現在、工事費内訳書の分析は大きく外形面からの分析と内訳書に掲載されている金額面の分析に分類することができる。当時は、分析の結果のみが本省に報告されることが一般的であったが、胆沢ダム談

⁶ チェック項目を公にすることは、談合対策の手の内を見せることになり、談合を行おうとする者による談合隠しを容易にすることから適当ではない。

合情報事案では分析内容が記された文書により本省への報告がなされていたことから、当時の分析内容の記録を確認したところ、堤体盛立工事では、外形面・金額面双方での分析が行われていることが確認できたが、原石山材料採取工事では、外形面での分析を行ったとの記録が確認できなかった⁷。また、当時の記録から確認できた分析項目は、いずれも現在と同様の分析項目であり、特に不足は認められなかった。

b)について、当時の分析記録を元に再度検証を行ったところ、堤体盛立工事では当時の分析内容が記された文書に転記ミスと思われる数値が一か所あったものの結論に影響するものではなく、それ以外はいずれの工事でも分析に大きな遺漏（計算ミス等）は認められなかった。

c)について、残された資料から確認できる範囲内で、現在の分析項目に沿って改めて外形面・金額面からの分析を行った。外形面の分析では、いずれの工事でも残されている資料に限りがあることから確認できない部分があったが、それ以外については、分析項目に沿って分析を行った結果、いずれの工事でも積算内容のやりとりがあったことを窺わせる事実など不自然な点は発見されなかった。

(3-1-2) 関係者からのヒアリングの結果

① 入札参加者からの事情聴取について

マニュアルでは、談合情報の提供があり、公正入札調査委員会が事情聴取を行う必要があると判断した場合は、入札参加者全員に対して事情聴取を行うこととされている。さらに、事情聴取は本局発注工事においては委員会の複数の委員により行うこととし⁸、「事情聴取の対象者全員を集合させて、あらかじめ別紙1を参考とした事情聴取項目を通知した上、1社ずつ面談室等に呼び出し、聴き取りを行うこと」とされている。なお、マニュアルの別紙1は現在以下の3項目が例示されているが、平成6年のマニュアル制定時から基本的に変更はない。

⁷原石山材料採取工事では外形面の分析内容について記録が残されていないが、関係者へのヒアリングでは外形的なチェックも行ってたとのコメントもあったことから、原石山材料採取工事に限って何らチェックが行われていなかったと判断することはできない。

⁸ 堤体盛立工事及び原石山材料採取工事はいずれも本局発注工事。マニュアルでは、事務所発注工事の場合は、副所長、経理課長等の複数の職員により行うことが定められている。

事情聴取項目（参考例）

1. 工事の入札に先立ち、すでに落札業者が決定している（た）との情報（新聞情報）等がありますが、そのような事実がありますか。
2. 本件工事について、他社の人と何らかの打ち合わせ、または話し合いをしたことがありますか。
3. あったとすれば、どのような内容の打ち合わせ、または話し合いでしたか。

当時の聴取項目の選定の考え方について、関係者からのヒアリングでは、概ね、談合情報の内容や工事費内訳書の分析内容について直接入札参加者に確認すべき事項がある場合や、本省から特段の指示がある場合には聴取項目を追加し、入札参加者に理由の説明を求めていたが、それ以外の場合はマニュアルで例示されている3項目に沿って聴取を行うことが一般的であったと回答している⁹。

胆沢ダム談合情報事案については、原石山材料採取工事では、談合情報の内容に下請企業に関する情報も含まれていたことから、本省からの指示を受けてマニュアルに例示する項目に加えて下請企業に関連する質問を追加しているが、堤体盛立工事では、工事費内訳書の分析結果について特段の疑義がなかったことなどから、結果としてマニュアルに定める3項目に沿って事情聴取が行われていた。

また、事情聴取を行うに当たりあらかじめ聴取対象者に対して聴取項目を通知していたかどうかについては、明確に記憶していない者が大半であったが、通知はしていなかったと答える者や、聴取対象者を待合室に集合させる場合でも待合室には職員を待機させていたため、聴取対象者が口裏合わせ等をする余地はなかったのではないかと答える者がいた。

② 公正入札調査委員会について

公正入札調査委員会は、各地方整備局の本局におかれ、総務部長を長とし、契約管理官、技術開発調整官、契約課長、技術管理課長及び入札談合に関する情報等に係る工事を所掌する課の長をもって構成され、談合情報があった場合又は談合疑義事実を得た場合には、ア) 公正取引委員会への通報、事情聴取の実施、入札の延期その他の入札談合に関する情報があった場合の対応、イ) その他入札の公正な執行を妨げる恐れがある場合の対応について、調査審議するために置かれ、また随時開催することとされて

⁹ 当時の資料から聴取項目を追加した案件があることについては明らかであり、追加した項目について明確な説明が得られないため入札の取りやめに至った案件もあったことについては後述（(3-1-3) ②）参照のこと。

いる（ただし、緊急やむを得ない場合には、書類の回議をもって会議に替えることができる）。

堤体盛立工事では、談合情報を受理し、調査を行うかどうかを審議する時点と、調査の結果、開札をすべきかを判断する時点に加え、事情聴取項目を決定する時点でも委員会が開催されていたが、原石山材料採取工事では、事情聴取項目の決定に当たって委員会を開催したとの記録はなく、ヒアリングでは回議により公正入札調査委員会のメンバー間の意見調整を行っていたのではないかとの回答もあったが、事実関係は確認できなかった。

また、公正入札調査委員会が2件の工事について最終的に開札決定の判断をしたことについては、マニュアルに沿って調査を行った結果、入札続行を危ぶむような具体的な事実が発見されなかったことから、当時の判断としては適切であったと回答する者が殆どであった。

③ 公正取引委員会について

公正取引委員会に対しては、マニュアルにおいて、「談合情報の提供があった旨を直ちに公正取引委員会へ別紙様式1により通報すること。なお、追加談合情報、入札の取りやめの決定又は入札の無効の決定等があった場合には逐次かつ速やかに公正取引委員会へ通報すること」等とされている。

公正取引委員会への報告は速やかに行うものと認識していた者が多く、胆沢ダム談合情報事案でも、公正取引委員会に対してはマニュアルに沿って談合情報の報告等が行われており、報告の手段はファックスにより行っていたとの回答であった。

④ 職員の談合への関与の有無

胆沢ダム談合情報事案について捜査機関が談合を摘発したとの事実はないことから、職員による談合への関与行為（いわゆる「官製談合」）の疑いがないかを検証する方法としては、当時の資料で発注者側の関与を疑わせる不自然な点がないかどうかの他は、関係者から直接関与行為があったかどうかを確認することに限られる。残された資料等からは特段、官製談合の事実は確認できていない。

このため、以下の点についてヒアリングにおいて確認をした。

ア) 談合行為の明示的な指示の有無

イ) 受注者に関する意向の表明

ウ) 発注に関する秘密情報の漏洩

エ) 部下等への談合の指示、事業者からの談合の働きかけ

ヒアリングの結果、対象者全員が以上の関与行為を否定した。

また、寄せられた談合情報以外に追加の談合情報があったかどうかや、談合の噂を事業者から聞いたことがあるかどうかについてもヒアリングを行ったが、対象者全員がそのような情報等は聞いたことがないとの回答であった。

(3-1-3) 胆沢ダム談合情報事案の談合処理に係る関係者の認識等とその評価

胆沢ダム談合情報事案に係る検証、とりわけ工事費内訳書の分析と事情聴取が適切に行われていたかどうか、またこれらの検証結果を踏まえた開札決定の判断が適正に行われていたかどうかについて、以下評価する。

① 工事費内訳書の分析について

入札参加者から提出された資料が一部残っていないなどの限界はあり、可能な範囲での検証作業にならざるを得ない側面はあるが、(3-1-1) ②の結果から判断すると、当時の分析内容について特段の疑義はなく、また残された資料に基づき現時点で改めて検証した結果を見ても、工事費内訳書の分析からは談合を疑わせる事実を確認できなかったことから、当時の結論は妥当であったと判断することができる。

なお、工事費内訳書については、東北地方整備局においては分析の所見について分析項目ごとに逐一明記しないことが一般的であったが、胆沢ダム談合情報事案についてはいずれも分析内容について分析項目ごとの評価結果を作成しており、工事費内訳書についてはより丁寧な分析が行われていたと判断することも可能である。

工事費内訳書には各社の入札価格や入札参加者の積算の内訳が明記されており、談合が行われていたかどうかを把握する上では最も重要な情報源の一つであることから、今後とも談合疑義事案の調査に当たっては、入念に工事費内訳書の分析を行う必要があることは言うまでもない。

② 事情聴取について

胆沢ダム談合情報事案に係る事情聴取項目の決定については(3-1-2) ①に整理したとおりであるが、事情聴取について3項目のみで十分と考えていたかどうかについては、当時の本省担当者からは、マニュアルで定めた事情聴取項目はあくまで例示に過ぎず、「契約課長会議で、マニュアルの質問事項にとらわれることなく、工夫して対応するように連絡していた

記憶がある」という回答もあったが¹⁰、当時の地方整備局の担当者からは、入札参加企業の責任のある者¹¹から「談合をしていない」という発言を引き出すことにむしろ意味があるという趣旨の回答もあった。マニュアル例示の3項目のみで事情聴取を行えば、事業者に否定されるだけの結果になることは容易に予測できることであるが、このような回答を踏まえると、談合が行われていたかどうかを出来る限り見極めるため、個々の案件に応じて不断に聴取内容を工夫していくという意識よりも、誓約書を取るための手段として実施していたと批判されてもやむを得ない側面がある。

また、堤体盛立工事では複数の実名を名乗る情報提供者から数次にわたり落札者名に係る談合情報が提供されていたことから、例えば情報提供者からより詳細な情報を入手した上で、落札者名に関する情報について事情聴取で確認することにより情報の信憑性を判断する材料とすることもあり得たのではないかと思われる。実際、原石山材料採取工事では談合情報に含まれる下請企業に関する情報について事情聴取で確認している一方で、堤体盛立工事に係る事情聴取では、例えば寄せられた談合情報の内容に即してその真偽を確かめるなどの対応もなされていなかったことについては、不十分であったと評価せざるを得ない。

なお、平成16年度に東北地方整備局に寄せられた談合情報案件20件のうち3件は、工事費内訳書の分析で疑義があった点について事情聴取で確認し、疑問を払拭するに足りる十分な説明が得られなかったことから入札を取りやめている。このように、工事費内訳書の分析などにより疑念がある場合には、その内容について確認するための機会として事情聴取が有効に活用されていたと認められ、当時の事情聴取が全て形式的になされていたとの見方は適当ではない。

また、平成17年度以降の東北地方整備局における談合情報処理では、3項目のみで事情聴取を行っている事例は認められず、現在では数十項目程度にわたって行われており、事情聴取に対する取り組みは年々深化していると言える。

③ 開札決定に至る判断について

胆沢ダム談合情報事案の開札決定について、ヒアリング対象者の意見を総合すると、談合情報の処理に当たっては入札継続を優先するという認識はなく、マニュアルに定められた手続に従って調査を尽くすという認識を持っており、疑義がある場合には入札を取りやめていたが、胆沢ダム談合

¹⁰ 当時の契約課長会議の資料からはそのような事実が確認できないため、口頭で指示されていた可能性もある。

¹¹ マニュアルでは、「事情聴取を行う対象者は、原則として、契約締結件を有する者又はそれに準ずる者」となされている。

情報事案については、事情聴取で各者とも談合行為を否定したことや、工事費内訳書を分析しても各者間で積算情報を交換するなど疑わしい点は確認できなかったため、公正入札調査委員会において「談合の事実があったとは認められない」と判断し、開札を決定しており、当時の判断は適切なものであるという認識で共通していたと整理できる。

しかし、例えば胆沢ダム本体に関連する大型発注工事において短期間に2件続けて談合情報が寄せられたこと、原石山材料採取工事は下請企業も含めた談合情報であったこと、さらにはいずれも開札前に落札者名を言い当てていることなど特徴的な事情があるにも関わらず、こうした事情は最終的な判断に当たって考慮されるべきものという認識はなく、あくまでも事情聴取や工事費内訳書の調査の結果、「談合の事実があったと認められるかどうかによって開札決定の判断をしていたと多くの者が回答した。

このような認識は胆沢ダム談合情報事案に特有のものではなく、むしろ当時の一般的な考え方であったと考えられ、その意味では、胆沢ダム談合情報事案の取り扱いは当時としては標準的な取り扱いであったと言えるが、マニュアルの手続が設けられた本来の目的を十分果たしたものとは言い難い。

次に、現時点での談合情報に対する認識との比較をする。

談合の結果、非効率な発注が行われ、国民の税金が浪費されることはあってはならないことであり、発注者として可能な範囲で談合を未然に防止する責務があるのは当然である。とりわけ胆沢ダム談合情報事案のような大型発注工事で談合が行われた場合には、公共工事への国民の信頼の失墜、経済的損失などの影響は極めて大きい。

このため、外部から談合情報が寄せられた場合には、情報の信憑性の慎重な確認、事情聴取、入札データ等について入念な調査・検討を行う必要があることは言うまでもないが、調査の結果、仮に談合を疑わせる事実が確認できない場合であっても、談合はないと確信できなければ、円滑な事業執行に努める発注者の責務として事業スケジュールへの影響や入札参加者に対する説明責任等について考慮しつつ、慎重を期して入札を取り止めることも選択肢として検討する必要がある。

翻って、胆沢ダム談合情報事案については、このような検討がなされていたことは確認できず、(3-1-1)及び(3-1-2)の調査の結果知り得た事実をもって「談合の事実があったとは認められない」と判断しており、現在との比較でいえばなお慎重に検討する余地があったと評価せざるを得ない。

当時と現在のこのような認識の差は、平成 17 年度以降、橋梁談合や水門談合など国が発注する公共事業で相次いで談合事案が摘発されたことを踏まえ、談合防止に対する取り組みが順次強化されてきたことによる影響が大きい。この点を裏付けるように、下表の通り、談合情報事案のうち入札取り止めに至る割合は平成 17 年度以降は顕著に増加している。

談合情報の処理件数

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	計
受理件数	82	94	91	104	56	42	24	493
取り止め件数	6	11	24	33	15	26	17	132
割合	7.3%	11.7%	26.4%	31.7%	26.8%	61.9%	70.8%	26.8%

対象は地方整備局（港湾空港関係を除く）、国土地理院及び国土技術政策総合研究所発注の工事及び業務
20 年度の談合情報には、東北地方整備局発注の発注者支援業務を除いている。
速報値のため、件数が変更になることがある。

④ その他の留意すべき事項

ア) 談合情報の処理手続

(3-1-2) ②のとおり、原石山材料採取工事では事情聴取項目を決定する際に公正入札調査委員会が開催されたかどうかは確認できなかった。そもそも事情聴取は入札参加者から直接説明をうけることができる唯一の機会であり、聴取項目を決定する場合には、談合の疑義を確認する上で必要かつ十分なものとなっているかどうか、公正入札調査委員会のメンバーによって十分に検討がなされ、かつ共有されるべきである。

次に、当時の認識として、「談合情報が寄せられた場合、入札の継続を優先し、事情聴取等は形式的に行えば足りるという雰囲気はなかったか」という質問に対して、回答者全員がそのような雰囲気はなかったとしている。発注者は公正な入札の執行と円滑な事業の執行の両方に大きな責任を有していることから、公正入札調査委員会も入札契約部局の関係者と事業関係部局の関係者から構成されているが、いずれも内部の職員であり、今後いずれかの立場が優先されることがないとも限らない。このため、談合情報が寄せられた案件について入札続行の判断をする際には外部の有識者の意見を聴取し、公正かつ客観的な立場からその妥当性を確認する仕組みに改めるべきである。

イ) 公正入札調査委員会等に係る資料の保存

公正入札調査委員会については開催の事実は記録として残されているが、委員会でどのような資料に基づき、どのような審議が行われたか

については記録が残されていなかった。

過去の談合情報事案について、どのような情報に基づき、どのような分析・判断・処理を行ったかは、当該案件の検証を行う場合はもちろん、以後の類似案件の対応に当たっての有用な参考資料となるものであり、関連資料についての保存を徹底すべきである。

ウ) 事情聴取の方法

(3-1-3) ②のように、工事費内訳書について特段の疑義がなければ事情聴取で工事費内訳書の内容については確認をしないことが一般的であったが、特段の疑義がない場合でも積算の考え方等を入札参加者に確認することにより、談合の端緒が露呈することも期待され、近年ではそのような形で事情聴取が行われることが一般的である。また、現在のマニュアルでは、運用実態と異なり、事情聴取後に工事費内訳書の分析を行うこととしている。

このため、工事費内訳書の分析結果に疑義がない場合でも積算の考え方等について聴取するよう徹底するとともに、工事費内訳書の分析後に事情聴取を行うようマニュアルを改正すべきである。

また、事情聴取をする際にも、聴取対象者が口裏合わせをすることがないように、その方法を工夫すべきである。

エ) 談合情報の信憑性の確認

堤体盛立工事では、実名の情報提供者が自らの連絡先を伝えただけで、数次にわたって連絡をしていたが、発注者側から直接接触し、さらに詳細な情報を入手しようとすることはなかった。また、現行のマニュアルでは、談合情報の情報提供者については、可能な限り身元、氏名等を確認することとされているが、身元、連絡先等が明らかな場合に、情報提供者と直接接触すべきかどうかについては定められていない。

談合があったかどうかを判断する場合に、情報の信憑性の判断は極めて重要であり、情報提供者の身元等が明らかで、情報内容について確認すべき内容があるような場合には、可能な範囲で情報提供者との接触に努めるべきである。

オ) 事後的に検証が可能な情報の取り扱い

原石山材料採取工事では下請企業に関する情報提供があったが、元請との契約締結後に談合情報で指摘された下請企業が入ったことを確認したかどうか記憶している者はおらず、仮に談合情報通りの下請企業が

入ったことを確認したとしても再調査を行うという意識は少なかったとの回答があった。

しかし、情報通りの下請企業が入った場合には、契約締結後に再度事情聴取を行うことなどにより、談合情報の信憑性を確認することが可能となることから、契約締結後でも談合情報に関連する情報収集に努め、端緒が確認できた場合には再調査を行うべきである。

カ) 公正取引委員会への通報等

(3-1-2) ③の通り、胆沢ダム談合情報事案の公正取引委員会への通報はファックスによって行われていたが、一方的な情報提供に終わることがないように公正取引委員会との連絡調整は緊密に行うべきであり、公正取引委員会への通報に際しては、直接公正取引委員会に報告し、以後、調査の状況に応じて適切な方法により連絡を行うべきである。

なお、独占禁止法に違反する談合行為のみならず、刑法に定める競売等妨害罪による談合行為についても談合防止に向けた取り組みを強化する観点から、公正取引委員会と同様、新たに警察庁との連携体制を構築すべきである。

第2節 ハッ場ダム発注案件の検証結果

(3-2-1) 対象案件に係る落札率等の調査

一般的に、入札談合は、受注価格の低落防止等を目的として、入札談合に参加する事業者間の相談によってあらかじめ落札予定者を決定し、落札予定者以外の入札参加者が形式的な入札、例えば、当該落札予定者よりも高値での入札等を行い協力して予定通りの結果を招来させようと画策するものである。

そのため、第二章第2節(2-2-3)のとおり、

- ① 同時期に発注された内容が類似する複数の工事又は業務の件数、並びに当該案件における予定価格内1者及び落札率の状況
- ② 複数年度に渡り継続的に発注された内容が同種の複数の工事又は業務の件数、並びに当該案件における予定価格内1者及び落札率の状況
- ③ 入札者が1者であった工事又は業務の件数、及び当該案件における落札率の状況
- ④ 一位不動であった工事又は業務の件数、及び当該案件における落札率の状況

について調査し、それらのうちから落札率が著しく高いなど談合疑義の観点から特に詳細な調査を行う必要があると認められた案件(31件、抽出案件一覧表を参照¹²⁾)について、さらに工事費内訳書等の分析を実施した。

なお、ハッ場ダム発注案件においては、外部からの談合情報がなく、対象案件も膨大であることから、談合疑義の観点からの調査を効率的に実施するため、入札談合を目論む者にとって比較的受注調整が実施し易いと推察される案件等を想定した上での調査であるため、上記①から④のような場合であっても必ずしも入札談合があったといえるわけではないことには留意が必要である。

¹² 当該31件の落札業者(重複を除き19社)の多くが群馬県内に本店を有する中小・中堅事業者(一般土木工事の業者等級がC又はDの事業者〔22年6月16日時点〕)である。

(抽出案件一覧表 (その1))

No	分類	件名	種別	契約日	落札金額 (円)	落札率 (%)	落札業者
1	同時期 類似①	付替国道145号3号橋下部(A2) 工事	一般 土木	H19.2.20	47,000,000	98.51	林建設工業 ㈱
2		付替国道145号3号橋下部(P4) その2工事	一般 土木	H19.2.21	59,000,000	98.51	萬屋建設㈱
3	同時期 類似②	上湯原地区流路工(R-13)工事	一般 土木	H20.2.8	257,000,000	96.12	岩崎工業㈱
4		上湯原地区流路工(R-14)工事	一般 土木	H20.2.8	145,000,000	97.83	岩澤建設㈱
5	同時期 類似③	温井沢流路工(その2)工事	一般 土木	H21.2.5	55,000,000	97.62	中島建設㈱
6		三平地区流路工工事	一般 土木	H21.2.12	210,000,000	96.27	関東建設工 業㈱
7	同時期 類似④	付替国道145号(川原畑地区その 1)改良他工事	一般 土木	H21.9.25	205,000,000	98.17	宮下工業㈱
8		付替国道145号(川原畑地区その 2)改良他工事	一般 土木	H21.9.24	249,000,000	99.20	池原工業㈱
(平均)					153,375,000	97.78	

(抽出案件一覧表 (その2))

No	分類	件名	種別	契約日	落札金額 (円)	落札率 (%)	落札業者
9	継続的 同種①	H20八ッ場ダム(横壁・川原湯地 区外)管内整備工事	維持 修繕	H20.5.14	14,500,000	99.72	㈱シノ
10		H20八ッ場ダム(横壁・川原湯地 区外)管内整備(その2)工事	維持 修繕	H20.11.12	13,000,000	89.10	㈱シノ
11		H21八ッ場ダム右岸地区管内整備 工事	一般 土木	H21.4.23	13,500,000	92.21	㈱シノ
12		H21八ッ場ダム右岸管内整備(そ の2)工事	一般 土木	H21.12.22	14,200,000	97.53	㈱シノ
13	継続的 同種②	H20八ッ場ダム(長野原・林・川 原畑地区)管内整備工事	維持 修繕	H20.5.13	14,200,000	97.19	中島建設㈱
14		H20八ッ場ダム(長野原・林・川 原畑地区)管内整備(その2)工事	維持 修繕	H20.10.6	14,600,000	95.55	中島建設㈱
15		H21八ッ場ダム左岸地区管内整備 工事	一般 土木	H21.4.22	14,200,000	96.99	中島建設㈱
16		H21八ッ場ダム左岸地区管内整備 (その2)工事	一般 土木	H21.12.9	14,200,000	98.13	中島建設㈱
17	継続的 同種③	H20八ッ場ダム(横壁・川原湯地 区外)管内除草工事	維持 修繕	H20.6.4	15,400,000	96.92	㈱シノ
18		H21八ッ場ダム右岸地区管内除草 工事	一般 土木	H21.4.23	15,000,000	94.22	㈱シノ
19	継続的 同種④	H20八ッ場ダム(長野原・林・川 原畑地区)管内除草工事	維持 修繕	H20.6.4	20,000,000	96.81	中島建設㈱
20		H21八ッ場ダム左岸地区管内除草 工事	一般 土木	H21.4.24	19,700,000	94.99	中島建設㈱
(平均)					15,208,333	95.78	

(抽出案件一覧表 (その3))

No	分類	件名	種別	契約日	落札金額 (円)	落札率 (%)	落札業者
21	1者 入札	県道林・吾妻線2号橋下部(P2)工事	一般 土木	H18.3.2	560,000,000	98.34	りんかい日 産建設(株)
22		町道新井横谷松谷線改良工事	一般 土木	H20.2.26	132,000,000	99.36	池下工業(株)
23		町道5284号線(岡原地区)新設工 事	一般 土木	H20.10.1	152,000,000	97.74	岩崎工業(株)
24		県道林・岩下線三島橋上部工事	鋼橋 上部	H20.10.23	52,000,000	99.81	冬木工業(株)
25		H20打越沢粗造成工事	一般 土木	H21.1.30	163,000,000	99.90	榊林土木
26		県道林・長野原線楡木沢橋下部工事	一般 土木	H21.2.9	215,000,000	98.71	吉澤建設(株)
27		付替国道145号(上ノ平地区その 4)改良他工事	一般 土木	H21.10.2	148,000,000	98.79	美才治・エヌ ピーJV
28		H21大沢地区代替地整備工事	一般 土木	H21.10.13	265,000,000	97.92	小林建設工 業(株)
(平均)					210,875,000	98.82	

* 1者入札は、上記8件のほか、No4、No7及びNo8の3件がある(合計11件)。

(抽出案件一覧表 (その4))

No	分類	件名	種別	契約日	落札金額 (円)	落札率 (%)	落札業者
29	一位 不動	H17須川橋改築工事	一般 土木	H17.9.27	305,000,000	98.30	小田急建設 (株)
30		東貝瀬地区造成工事	一般 土木	H18.11.10	78,000,000	98.44	高山林業(株)
31		付替国道145号(中村地区)改良 工事	一般 土木	H21.3.2	209,000,000	99.30	塚本建設(株)
(平均)					197,333,333	98.68	

* 一位不動は、上記3件のほか、No9、No21、No24、No25及びNo26の5件がある(合計8件)。

(3-2-2) 調査方法

上記(3-2-1)により抽出した案件について、現に保存されている資料に基づき次に掲げる調査を行った。

① 工事費内訳書の分析

発注機関が行った積算と各社の工事費の積算内容を比較しそのバラツキを確認するなど、複数のチェック項目から検証することによって入札参加者の間で積算内容のやりとりがあったことを窺わせる事実がないかを調査した。

② 技術提案書の分析

各社から提出された技術提案書を比較し、入札参加者の間で提案内容のやりとりがあったことを窺わせる事実がないかを調査した。

③ その他

ハッ場ダム工事事務所管内の他の案件への参加状況などの背景を調査した。

(3-2-3) 調査結果

① 同時期に発注された内容が類似する複数の案件

対象案件について、発注時期、工事内容、施工箇所等の観点から、入札日が同日ないし近接時期であった内容が類似する案件を分類したところ、135グループ・395件となった。

これらについて、仮に、入札談合が行われたとした場合の典型として、事前の調整で落札予定者となっている者が相対的に低い価格の入札を行い、これに協力する他の参加者は相対的に高い価格の入札を行う又は辞退する状況を想定し、グループを構成するすべての案件で予定価格を下回る入札者が1者であったものを抽出したところ14グループ・39件となり、これらのうち工事費内訳書の分析が可能なものであって落札率が高いもの4グループ・8件(抽出案件一覧表No1~No8)を抽出し、更に詳細な調査を行うべく工事費内訳書等の分析を行った。

(①-i) 工事費内訳書の分析

参加者の提出した工事費内訳書を発注機関の行った積算(工事の施工に要する標準的な経費、要すれば予定価格の積算。以下同じ。)と

比較した¹³ところ、

- No1～No8のいずれにおいても、工事価格に対する各積算項目の構成比率¹⁴が発注機関の行った積算と著しく乖離するような不自然・不適切な積算は認められなかったこと

また、複数の参加者から内訳書が提出されている案件（No1、No2及びNo4～No6）について各社間の比較を行った結果、

- No1（全49項目¹⁵）の積算において、岩井建設(株)、林建設工業(株)及び萬屋建設(株)の間で計2項目の一致が見られたが、見積参考資料として内容と数量を提示しており、公表されている労務費より算出が可能なため特に不自然さはないこと
- No2（全29項目）の積算において、岩井土建(株)及び萬屋建設(株)の間で計2項目、(株)武藤組、岩井土建(株)及び萬屋建設(株)の間で計2項目の一致が見られたが、公表されている材料単価より算出が可能なものや、見積参考資料として内容と数量を提示しており、公表されている労務費より算出が可能なため特に不自然さはないこと
- No4（全103項目）の積算において、岩澤建設(株)及び岩崎工業(株)の間で計7項目の一致が見られたが、公表されている標準歩掛で積算が可能な項目と、参加者に見積参考資料として数量等を提示している項目であり特に不自然さはないこと
- No5（全212項目）及びNo6（全254項目）の積算においては参加者間で金額の一致が見られなかったこと

など、外形面における共通性や金額面における一定の法則性など入札参加者の間で積算内容のやりとりがあったことを窺わせる事実は見受けられず、各参加者が独自に積算しているものと認められた。

①－ii）技術提案書の分析

参加者の提案内容（簡易な施工計画として、周辺環境へ配慮すべき事項、他工事との調整又は安全管理に留意すべき事項に係る提案を求めていた。）を確認したところ、

- 各社間で体裁、記載誤り箇所等の一致がないこと
- 各社とも入札説明書で発注機関から示された事項を踏まえた提案がなされていること

¹³ 積算体系における7階層（レベル0～レベル6）のうち、工事を構成する基本的な単位区分（細別（レベル4））にまで細分化した上での比較。

¹⁴ 積算体系において、一定の構造を持つ部位を施工するための一連作業の単位（工種（レベル2））での比較。

¹⁵ 直接工事費を細別まで、共通仮設費を種別（レベル3）まで細分化した場合における、工事価格の構成項目の数である。なお、計上方法は、例えば、種別が1つの細別で構成される場合（よって、計算上当然に金額が一致する場合）であっても、それぞれ1項目としている。

また、複数の参加者から提案書が提出されている4件について各社間の比較を行った結果、

- 1件目においては、周辺環境へ配慮すべき事項として、ある社は工事現場の美化に係わる工夫等を提案し、別のある社は騒音等の緩和に係わる工夫等を提案し、さらに別のある社は地元住民等や自然環境に対する作業実施上の配慮に係わる工夫等を提案し、また別のある社は現場作業員の業務等に係わる工夫等を提案し、加えて別のある社は地元住民等の通行の安全確保に係わる工夫等を提案し、最後に別のある社は鉄道施設に対する作業実施上の配慮に係わる工夫等を提案するなど、各社毎の工夫が見受けられること
- 2件目においては、安全管理に留意すべき事項として、一方は現場作業員の業務等に係わる工夫等を提案し、他方は工事現場内の施設に係わる工夫等を提案するなど、各社毎の工夫が見受けられること
- 3件目においては、他工事との調整として、ある社は建設機械の運行に係わる工夫等を提案し、別のある社は建設機械の装備に係わる工夫等を提案し、さらに別のある社は現場作業員の業務等に係わる工夫等を提案するなど、各社毎の工夫が見受けられること
- 4件目においては、他工事との調整として、一方は工事関係者間の調整の方法に係わる工夫等を提案し、他方は工事用道路に係わる工夫等を提案するなど、各社毎の工夫が見受けられること

など、外形面・内容面における共通性など入札参加者の間で提案内容のやりとりがあったことを窺わせる事実は見受けられず、各参加者が独自に提案書を作成しているものと認められた。

(①－iii) その他

無効の入札¹⁶があった案件において入札が無効とされた者（No1の萬屋建設(株)及びNo4の岩崎工業(株)）については、同時期の類似工事（前者はNo2、後者はNo3）に同一の配置予定監理技術者をもって入札しており、当該他の案件を先に落札した結果当該技術者を配置できなくなったことにより入札無効になっていることが確認できた。¹⁷

¹⁶ 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第76条に基づき、競争に参加する資格を有しない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札（あらかじめ入札説明書において参加者に明示）などに該当した場合は、当該入札者の入札は無効として取り扱うこととなっている。

¹⁷ 建設業法第26条第3項等により、国又は地方公共団体が発注する工事（土木一式の場合は請負代金額2,500万円以上）においては、工事現場毎に専任の監理技術者等を配置しなければならないため、入札説明書において、参加者に対し、他の案件を落札したことにより配置予定の監理技術者等を配置することができなくなったときは、入札書の提出期限前であれば競争参加資格申請書を取下げるとともに入札を行わないよう、また、入札書の提出期限後から落札者決定前であれば直ちにその旨連絡するよう求めている（なお、これらの申出に基づき、期限前であれば入札辞退、期限後であれば入札無効と取り扱っている）。なお、No1の萬屋建設(株)及びNo4の岩崎工業(株)は入札書の提出期限後に他の案件を落札したケースであるため後者に該当する。

(①－iv) 総括

上記(①－i)から(①－iii)を総合的に勘案した結果、確認できた範囲では、いずれの案件においても、入札談合が行われたことを窺わせる明らかな事実は認められなかった。

② 複数年度に渡り継続的に発注された内容が同種の複数の案件

対象案件について、工事内容、施工箇所等の観点から、複数年度に渡って継続的に発注している同種案件を分類したところ、38グループ・352件となった。

これらについて、仮に、入札談合が行われたとした場合の典型として、事前の調整で落札予定者となっている者が継続的に同種の工事を受注し、これに協力する他の参加者は相対的に高い価格の入札を行う又は辞退する状況を想定し、受注業者に変動がなく、かつ、予定価格を下回る入札者が1者であることが3箇年程度連続するものを抽出したところ4グループ・15件となった。このうち、参加者に工事費内訳書の提出を求めていなかった平成19年度の3件(それぞれ、No9～No12、No13～No16及びNo19～No20と同種の案件)を除外した12件(抽出案件一覧表No9～No20)について更に詳細な調査を行うべく工事費内訳書等の分析を行った。

(②－i) 工事費内訳書の分析

参加者の提出した工事費内訳書を発注機関の行った積算と比較したところ、

- No9～No20のいずれにおいても、工事価格に対する各積算項目の構成比率が発注機関の行った積算と著しく乖離するような不自然・不適切な積算は認められなかったこと

また、複数の参加者から内訳書が提出されている案件(No9、No10、No13、No14、No17及びNo19)について各社間の比較を行った結果、

- No9(全39項目)の積算において、(株)シノ、池原工業(株)及び吉澤建設(株)の間で計2項目の一致が見られたが、見積参考資料として内容と数量を提示しており、公表されている労務費より算出が可能なたため特に不自然さはないこと
- No10(全39項目)の積算においては参加者間で金額の一致が見られなかったこと

- No13（全38項目）の積算において、中島建設㈱及び吉澤建設㈱の間で計5項目の一致が見られたが、公表されている標準歩掛で積算が可能な項目と、参加者に見積参考資料として数量等を提示している項目であり特に不自然さはないこと（なお、他の参加者である池原工業㈱との一致は見受けられない）
- No14（全37項目）の積算において、中島建設㈱及び吉澤建設㈱の間で計2項目の一致が見られたが、公表されている標準歩掛で積算が可能な項目であり特に不自然さはないこと
- No17（全13項目）の積算において、吉澤建設㈱及び池原工業㈱の間で計1項目の一致が見られたが、公表されている標準歩掛で積算が可能な項目であり特に不自然さはないこと（なお、他の参加者である㈱シノとの一致は見受けられない）
- No19（全13項目）の積算において、中島建設㈱及び吉澤建設㈱の間で計1項目、吉澤建設㈱及び池原工業㈱の間で計1項目の一致が見られたが、公表されている標準歩掛で積算が可能な項目であり特に不自然さはないこと

など、外形面における共通性や金額面における一定の法則性など入札参加者の間で積算内容のやりとりがあったことを窺わせる事実は見受けられず、各参加者が独自に積算しているものと認められた。

（②－ii）技術提案書の分析

参加者の提案内容（簡易な施工計画として、周辺的生活環境への配慮に係る提案を求めていた。）を確認したところ、

- 各社間で体裁、記載誤り箇所等の一致がないこと
- 各社とも入札説明書で発注機関から示された事項を踏まえた提案がなされていること

また、複数の参加者から提案書が提出されている6件について各社間の比較を行った結果、

- 1件目においては、周辺的生活環境への配慮として、ある社は地元住民等に対する作業実施上の配慮に係わる工夫等を提案し、別のある社は騒音等の緩和に係わる工夫等を提案し、さらに別のある社は安全管理の強化に係わる工夫等を提案するなど、各社毎の工夫が見受けられること
- 2件目においては、周辺的生活環境への配慮として、一方は地元住民等に対する作業実施上の配慮に係わる工夫等を提案し、他方は地元住民等の通行の安全確保に係わる工夫等を提案するなど、各社毎

の工夫が見受けられること

- 3件目においては、周辺的生活環境への配慮として、ある社は地元住民や自然環境に対する作業実施上の配慮に係わる工夫等を提案し、別のある社は民家等の安全確保に係わる工夫等を提案し、さらに別のある社は騒音等の緩和に係わる工夫等を提案するなど、各社毎の工夫が見受けられること
- 4件目においては、周辺的生活環境への配慮として、一方は民家等の安全確保に係わる工夫等を提案し、他方は騒音等の緩和に係わる工夫等を提案するなど、各社毎の工夫が見受けられること
- 5件目においては、周辺的生活環境への配慮として、ある社は地元住民等に対する作業実施上の配慮に係わる工夫等を提案し、別のある社は建設機械の運転方法に係わる工夫等を提案し、さらに別のある社は工事の施工時期に係わる工夫等を提案するなど、各社毎の工夫が見受けられること
- 6件目においては、周辺的生活環境への配慮として、ある社は地元住民等に対する作業実施上の配慮に係わる工夫等を提案し、別のある社は自然環境の保全に係わる工夫等を提案し、さらに別のある社は建設機械の運転方法に係わる工夫等を提案するなど、各社毎の工夫が見受けられること

など、外形面・内容面における共通性など入札参加者の間で提案内容のやりとりがあったことを窺わせる事実は見受けられず、各参加者が独自に提案書を作成しているものと認められた。

(2)－iii) その他

辞退のあった案件はなかった。なお、12件中6件が1者入札であったため、特定の事業者が継続的に受注していることについて、事務所にヒアリングをしたところ、

- 管内整備工事（除雪、舗装修繕等）及び管内除草工事は、気象状況、事故の発生、苦情の申出等により、発注者から突発的な対応を求められることが多く、工事の施工箇所が点在し、また請負金額も少額である

などの理由で、地理的に利点のある地元事業者や、同種工事の受注経験がある事業者以外は入札への参加を敬遠している可能性が考えられるとのことであり、必ずしも不自然とは言いきれない要因があることが認められた。

(2-iv) 総括

上記(2-i)から(2-iii)を総合的に勘案した結果、確認できた範囲では、いずれの案件においても、入札談合が行われたことを窺わせる明らかな事実は認められなかった。

③ 入札者が1者であった案件

対象案件について、落札者が決定した時点の入札における入札者が1者であったものを抽出したところ、当初から参加者が1者のみであったものが33件、当初は複数の者が参加したものの辞退によって入札者が1者となったものが22件、合計で55件となった。これらについて、複数の者が参加した案件のうち工事費内訳書の分析が可能なものであって特に落札率が高いもの(97%超)8件を抽出(抽出案件一覧表No21~No28)し¹⁸、工事費内訳書等の分析を行った。

(3-i) 工事費内訳書の分析

参加者の提出した工事費内訳書を発注機関の行った積算と比較したところ、

- No21~No28のいずれにおいても、工事価格に対する各積算項目の構成比率が発注機関の行った積算と著しく乖離するような不自然・不適切な積算は認められなかったこと

また、複数の参加者から内訳書が提出されている案件(No21、No24及びNo25。これらは、再度入札において辞退者が出たことによる一者入札であるため、入札参加者間の内訳書の比較が可能である。)について各社間の比較を行った結果、

- No21(全52項目)の積算において、(株)ピーエス三菱及び(株)加藤建設の間で計1項目、りんかい日産建設(株)及び大木建設(株)の間で計2項目の一致が見られたが、公表されている標準歩掛で積算が可能な項目であり特に不自然さはないこと
- No24(全59項目)の積算において、冬木工業(株)及び(株)角藤の間で計1項目の一致が見られたが、市販されている書籍(『建設物価』)に記載されている単価等を用いており特に不自然さはないこと
- No25(全31項目)の積算において、(株)林土木及び吉澤建設(株)の間で計3項目、(株)林土木、吉澤建設(株)及び小林建設工業(株)の間で1項目の一致が見られたが、公表されている標準歩掛で積算が可能な

¹⁸ なお、これら8件のほかNo4、No7及びNo8がある(合計11件)。

項目と、参加者に見積参考資料として数量等を提示している項目であり特に不自然さはないこと
など、外形面における共通性や金額面における一定の法則性など入札参加者の間で積算内容のやりとりがあったことを窺わせる事実は見受けられず、各参加者が独自に積算しているものと認められた。

(③－ii) 技術提案書の分析

参加者の提案内容（簡易な施工計画として、工事全般の施工計画、周辺の生活環境への配慮、場所打ちボックスカルバートのコンクリートのひび割れ抑制対策、高所作業における安全管理、土砂運搬時の安全対策、場所打ち橋台・橋脚コンクリートのひび割れ抑制対策、又は周辺環境への配慮に係る提案を求めている。）を確認したところ、

- 各社間で体裁、記載誤り箇所等の一致がないこと
- 各社とも入札説明書で発注機関から示された事項を踏まえた提案がなされていること

また、複数の参加者から提案書が提出されている8件について各社間の比較を行った結果、

- 1件目においては、工事全般の施工計画として、ある社は鉄道施設に対する作業実施上の配慮に係わる工夫等を提案し、別のある社は掘削時の周辺施設への配慮に係わる工夫等を提案し、さらに別のある社は施工の確実性に関する対策に係わる工夫等を提案し、また別のある社は安全管理の強化に係わる工夫等を提案するなど、各社毎の工夫が見受けられること
- 2件目においては、周辺の生活環境への配慮として、一方は地元住民等の通行の安全確保に係わる工夫等を提案し、他方は建設発生土の運搬方法に係わる工夫等を提案するなど、各社毎の工夫が見受けられること
- 3件目においては、場所打ちボックスカルバートのコンクリートのひび割れ抑制対策として、ある社は打設方法に係わる工夫等を提案し、別のある社は現場作業員の指導に係わる工夫等を提案し、さらに別のある社は工程管理に係わる工夫等を提案し、また別のある社はコンクリートの温度管理に係わる工夫等を提案するなど、各社毎の工夫が見受けられること
- 4件目においては、高所作業における安全管理として、一方は現場作業員の指導に係わる工夫等を提案し、他方は施工方法に係わる工夫等を提案するなど、各社毎の工夫が見受けられること

- 5件目においては、土砂運搬時の安全対策として、ある社は建設機械の保守に係わる工夫等を提案し、別のある社は建設機械の運転手の選定に係わる工夫等を提案し、さらに別のある社は地元住民等の通行の安全確保に係わる工夫等を提案し、また別のある社は建設機械の運行に係わる工夫等を提案するなど、各社毎の工夫が見受けられること
 - 6件目においては、場所打ち橋台・橋脚コンクリートのひび割れ抑制対策として、一方は施工方法や検査方法に係わる工夫等を提案し、他方は資材管理に係わる工夫等を提案するなど、各社毎の工夫が見受けられること
 - 7件目においては、周辺環境への配慮として、一方は騒音状況の把握に係わる工夫等を提案し、他方は建設機械による施工方法に係わる工夫等を提案するなど、各社毎の工夫が見受けられること
 - 8件目においては、周辺環境への配慮として、ある社は地元住民等の通行の安全確保に係わる工夫等を提案し、別のある社は工程管理の工夫や自然環境に対する作業実施上の配慮に係わる工夫等を提案し、さらに別のある社は建設機械の選定に係わる工夫等を提案するなど、各社毎の工夫が見受けられること
- など、外形面・内容面における共通性など入札参加者の間で提案内容のやりとりがあったことを窺わせる事実は見受けられず、各参加者が独自に提案書を作成しているものと認められた。

(③－iii) その他

辞退のあった案件の辞退者について、他の案件への参加状況等を確認したところ次のとおりであった。

- No21の辞退者（㈱ピーエス三菱、㈱加藤建設及び大木建設㈱）、No24の辞退者（㈱角藤）及びNo25の辞退者（吉澤建設㈱及び小林建設工業㈱）については、再度入札における辞退であることが確認でき、事業者側の都合により初度入札で提示した入札価格を下回る価格を提示することが困難であった可能性があることが認められた。
- No28の辞退者（中澤・佐藤JV）については、入札手続きが並行していた他の案件¹⁹に同一の配置予定監理技術者をもって入札し、当該他の案件を落札したことによりNo28を辞退したことが認められた（ある案件を落札した場合は配置予定監理技術者が重複する他

¹⁹ 「二社平地区代替地整備工事」（21年9月4日契約締結）

の入札の辞退が必要となることは前述²⁰の通り。)。

(③－iv) 総括

上記(③－i)から(③－iii)を総合的に勘案した結果、確認できた範囲では、いずれの案件においても、入札談合が行われたことを窺わせる明らかな事実は認められなかった。

④ 一位不動であった案件

対象案件について、一位不動であったものを抽出したところ46件となった。これらのうち工事費内訳書の分析が可能なものであって特に落札率が高いもの(97%超)3件を抽出(抽出案件一覧表No29～No31)²¹し、工事費内訳書等の分析を行った。

(④－i) 工事費内訳書の分析

参加者の提出した工事費内訳書を発注機関の行った積算と比較したところ、

- No29～No31のいずれにおいても、工事価格に対する各積算項目の構成比率が発注機関の行った積算と著しく乖離するような不自然・不適切な積算は認められなかったこと

また、複数の参加者から内訳書が提出されている案件(No29～No31)について各社間の比較を行った結果、

- No29(全82項目)の積算において、西武建設(株)及び(株)新井組の間で計1項目、古久根建設(株)、株木建設(株)及び(株)新井組の間で計2項目、西武建設(株)及び株木建設(株)の間で計1項目、小田急建設(株)、西武建設(株)及び(株)植木組の間で1項目、小田急建設(株)及び古久根建設(株)の間で2項目、小田急建設(株)、西武建設(株)、古久根建設(株)、(株)植木組、株木建設(株)及び(株)新井組の間で2項目、小田急建設(株)、西武建設(株)、古久根建設(株)、(株)新井組及び井上工業(株)の間で計2項目、(株)植木組及び岩田建設(株)の間で2項目の一致が見られたが、公表されている標準歩掛で積算が可能な項目と、参加者に見積参考資料として数量等を提示している項目であり特に不自然さはないこと
- No30(全41項目)の積算において、高山林業(株)及び塚本建設(株)の間で計3項目、塚越土建(株)及び塚本建設(株)の間で計2項目、高山林

²⁰ 脚注17参照。

²¹ なお、これら3件のほかNo9、No21、No24、No25及びNo26がある(合計8件)。

業(株)、田畑建設(株)及び塚本建設(株)の間で計1項目の一致が見られたが、公表されている標準歩掛で積算が可能な項目と、参加者に見積参考資料として数量等を提示している項目であり特に不自然さはないこと

- No31（全296項目）の積算において、塚本建設(株)及び関東建設工業(株)の間で計7項目、関東建設工業(株)及び沼田土建(株)の間で計3項目、塚本建設(株)及び沼田土建(株)の間で計13項目、塚本建設(株)、関東建設工業(株)及び沼田土建(株)の間で計3項目の一致が見られたが、公表されている標準歩掛で積算が可能な項目と、参加者に見積参考資料として数量等を提示している項目であり特に不自然さはないこと

など、外形面における共通性や金額面における一定の法則性など入札参加者の間で積算内容のやりとりがあったことを窺わせる事実は見受けられず、各参加者が独自に積算しているものと認められた。

(4)－ii) 技術提案書の分析

参加者の提案内容（簡易な施工計画として、場所打ち函渠コンクリートのひび割れ抑制対策に係る提案を求めていた。）を確認したところ、

- 各社間で体裁、記載誤り箇所等の一致がないこと
- 各社とも入札説明書で発注機関から示された事項を踏まえた提案がなされていること

また、複数の参加者から提案書が提出されている1件について各社間の比較を行った結果、

- 場所打ち函渠コンクリートのひび割れ抑制対策として、ある社は養生方法に係わる工夫等を提案し、別のある社は打設方法に係わる工夫等を提案し、また別のある社は締固めに係わる工夫等を提案し、さらに別のある社は別の打設方法に係わる工夫等を提案するなど、各社毎の工夫が見受けられること

など、外形面・内容面における共通性など入札参加者の間で提案内容のやりとりがあったことを窺わせる事実は見受けられず、各参加者が独自に提案書を作成しているものと認められた。

(4)－iii) その他

辞退のあった案件の辞退者について、他の案件への参加状況等を確認したところ次のとおりであった。

- No29の辞退者（井上工業株）、No30の辞退者（塚本建設株）及びNo31の辞退者（沼田土建株）については、再度入札における辞退であることが確認でき、事業者側の都合により初度入札で提示した入札価格を下回る価格を提示することが困難であった可能性があることが認められた。

（④－iv）総括

上記（④－i）から（④－iii）を総合的に勘案した結果、確認できた範囲では、いずれの案件においても、入札談合が行われたことを窺わせる明らかな事実は認められなかった。

（3-2-4）まとめ

平成13年度から平成21年度までに契約を締結した八ッ場ダム発注案件（1,007件）を対象に、基礎的な統計分析を行い、談合疑義の観点からの調査として、同時期に発注された内容の類似する複数の案件、複数年度に渡り継続的に発注された内容が同種の複数の案件、入札者が1者であった案件及び一位不動であった案件を分類した後、落札率等を踏まえて抽出した案件について工事費内訳書等の分析を行った結果、いずれの案件についても、入札談合が行われたことを窺わせる明らかな事実を確認することはできなかった。

しかしながら、発注者としては、引き続き、入札談合の未然防止に不断の努力を行うべきであり、胆沢ダム談合情報事案のように入札談合に関する情報がない場合であっても、入札談合を窺わせる不自然な兆候がないかどうかを把握するため、入札参加者が提出した工事費内訳書の内容等の分析をこれまで以上に徹底することが必要であり、また、入札談合を窺わせる不自然な兆候が認められた場合には、厳格に対処すべきである。このため、以下の点に留意すべきである。

① 談合疑義事実の調査基準の見直し

八ッ場ダム発注案件については、外部からの談合情報がなかったこともあり、予定価格に対する入札価格の割合（入札率²²）等の観点で入札談合の疑いがあるかを検討した形跡がなかった。このため、今後は、職員が個々の案件について公正入札調査委員会への付議を検討するに際し、入札率等の観点が含まれるよう、談合疑義事実の調査基準を見

²² 落札した場合の落札率に相当するものである。

直すべきである。

② 談合疑義事実に係る資料の適切な保存

今回の調査に際しては、資料や電子データのすべてが残されているわけではなかった。このため、上記①の検討や、談合疑義事実が把握された場合におけるその後の対応過程（工事費内訳書の分析結果、公正入札調査委員会の審議内容、事情聴取の結果等）については、事後的なチェックにも活用できるよう、処理過程に係る文書化を徹底するとともに、これを適切に保存すべきである。

③ 公正取引委員会及び警察との連携強化

入札談合の未然防止を徹底するため、発注機関による取り組みのほか、公正取引委員会との連携についてもこれを更に強化するとともに、公正取引委員会と同様、新たに警察との連携体制を構築すべきである。

④ その他留意事項

胆沢ダム談合情報事案の検証結果を踏まえて見直すべきとされた談合処理体制を踏まえ、談合疑義事実を得た場合の対応についても所要の見直を行うべきである。

第四章 談合処理体制の見直し

1. 談合情報等の処理体制の強化

発注者は談合の防止のみならず事業の円滑な執行という責任も担っており、談合疑義事案の処理に当たっては、こうした責任を十分に考慮しながら慎重に検討を進める必要がある。このため、外部から談合情報が寄せられた場合には、速やかに契約権限を有する地方整備局長（事務所発注の場合は事務所長）に報告し情報の確実な共有を図るとともに、公正入札調査委員会が入札の続行を判断する場合には、より客観的かつ公正な判断を期するため、あらかじめ局長が指名する入札監視委員会の複数の委員の意見を聴取することとする。

また、入札の続行又は取りやめを判断する場合にはあらかじめ大臣官房地方課に協議する旨、マニュアルに明記する。

2. 事情聴取等の充実

（1）公正入札調査委員会による事情聴取項目の決定等

談合疑義事案に係る事情聴取項目の決定に当たっては、公正入札調査委員会での審議（回議を含む。）を徹底するため、公正入札調査委員会の調査審議事項に事情聴取項目の決定を明記する。

また、外部から談合情報が寄せられた場合には、公正入札調査委員会を必ず開催し、情報の信憑性等について審議することを改めて徹底する。

（2）工事費内訳書の内容についての事情聴取の徹底

談合疑義事案の処理に当たっては、工事費内訳書の分析結果に係る事情聴取の運用実態を踏まえ、事情聴取を前置するのではなく、工事費内訳書の分析を踏まえた事情聴取を行うようマニュアルの規定を改める。

その際、工事費内訳書の内容に疑義がある場合はもちろん、特段の疑義がない場合でも事情聴取において積算の考え方等について説明を求めるようマニュアルに明記する。

（3）事情聴取項目例の削除等

マニュアルに記載されている聴取項目はあくまで例示に過ぎず、現在では事案に応じた聴取項目の工夫がなされているが、マニュアルが公表されているため入札参加者が聴取内容を予測することが可能となるとともに、この項目以外は聴取すべきではないといった誤解を与えかねないことから、現在の事情聴取項目例はマニュアルから削除する。また、部内向けに新たに聴取項目例を策定（非開示）した上、調査の内容に応じて随時聴取項目を工夫する旨、マニュアルに明記する。

（４）事業者が口裏合わせをすることが可能となるような聴取方法の廃止

第三章第 1 節（3-1-2）①の通り、胆沢ダム談合情報事案で事情聴取をする際に、予め聴取対象者を一室に集合させ、事情聴取項目を通知していたとの事実は確認できなかったが、聴取対象者が口裏合わせをする可能性を排除する必要がある。現在、このような対応をとっている地方整備局はないが、誤解を与えかねない不適切な内容であることから、マニュアルから削除する。

（５）入札辞退者に対する事情聴取

現在、入札を辞退する場合には辞退届の提出を求めているが、辞退の理由については説明を求めている。しかしながら、談合が行われている場合には、談合関与企業が意図的に入札辞退をすることもあり得ることから、辞退届を提出した者からも事情聴取を行い、辞退した理由等について説明を求めている。こうした談合疑義事案の処理に当たっては、運用実態を踏まえ、今後は入札辞退者に対して事情聴取を行う旨、マニュアルに明記する。

（６）情報提供者への接触

情報提供者の身元等が明らかで、外部から寄せられた情報内容の信憑性を判断する上で確認すべき内容がある場合には、相手方が反社会的勢力である場合など接触を慎重に判断する必要がある場合を除き、可能な範囲で情報提供者への接触を図ることをマニュアルに明記する。

（７）事後的に検証が可能な情報の取り扱いの明確化

今回の事例のように、下請企業に関する談合情報がある場合など事後的に

検証可能な談合情報が外部から寄せられた場合には、契約締結後に事情聴取を行うことなどにより、談合情報の信憑性を確認することが可能となる。現在のマニュアルでは契約締結後に外部から談合情報を入手した場合の取り扱いが定められているが、今回のような事例についても契約締結後に外部から談合情報を入手した場合の取り扱いに準じて改めて調査を行う旨、マニュアルに明記する。

3. 公正取引委員会・警察庁との連携強化

(1) 公正取引委員会への通報の方法

談合疑義事案の処理に当たっては、原則として担当者が直接公正取引委員会に出向いて談合疑義事実に係る情報提供を行い、必要に応じて事情聴取の実施や情報提供者への接触などについても説明するとともに、公正取引委員会に提供する資料の充実を図る旨、マニュアルに明記する。

(2) 警察庁との連携

談合防止の取り組みを強化し、刑法の競売等妨害罪の摘発に資するため、公正取引委員会への通報と同様、大臣官房地方課の担当者が直接警察庁に出向いて談合疑義事案に係る情報提供を行い、必要に応じて事情聴取の実施や情報提供者への接触などについても説明する旨、マニュアルに明記する。

4. 談合疑義事案に係る資料の適切な保存等

談合疑義事案の処理の中心的役割を担っている公正入札調査委員会の審議内容については記録を残していないことから、その文書化を徹底し、談合疑義事案の処理に係る他の資料とともに適切に保存するようマニュアルに明記する。

また、工事費内訳書については、どのような分析を行ったか記録が残されていないことが一般的であり、当時どのような分析が行われたか正確に把握することが困難であった。このため、今後は工事費内訳書に係るチェックリストを作成し、分析に漏れ、誤り等がないよう万全を期することをマニュアルに明記する。

5. 談合疑義事実の適切な見直し

内部の調査による談合の防止に向けた取り組みを強化するため、談合疑義事実の調査基準に入札率等の観点が含まれるよう、談合疑義事実の調査基準を見直す。

第五章 まとめ

今回の検証では、国土交通大臣の指示を受けて、胆沢ダムの発注案件に寄せられた談合情報の処理について検証を行うとともに、八ッ場ダム発注案件を通じて談合疑義事実の処理について検討を行うことにより、マニュアルを中心とした談合情報処理の調査体制等について大幅な見直しを行うこととしたものである。

今後は、今回の検証結果を踏まえてマニュアルを速やかに改定し、早急に新たな談合情報処理体制の下で談合防止に向けた取り組みを実施に移していくことが肝要であるが、談合防止への取り組みはこれで完結するわけではなく、今後とも談合防止に向けた不断の見直しに努めていく必要がある。

とりわけ、談合防止の取り組みは今回のような発注者内部での調査体制等の整備のみならず、違反行為に対する抑止力としてのペナルティを合わせて活用することが有効であり、これまでも指名停止措置は順次強化されてきたところであるが、指名停止措置は談合のみならず不正行為全般に対する制度として定められていることから、別途そのあり方を検討することが適当である。

なお、第三章第1節(3-1-3)の評価で記したように、胆沢ダム談合情報事案の処理は、当時としては標準的な取り扱いがなされたものであったが、現時点の運用と比べると当時の処理に不十分な点があったと評価せざるを得ない側面がある。しかし、胆沢ダム談合情報事案では談合の事実は確認されておらず、ましてや職員の談合行為への関与が認められたわけでもない。また談合情報の処理の過程で公法上の義務に抵触する行為があったわけでもないことも勘案すれば、以上の評価結果をもって直ちに当時の職員の対応に不適切な部分があったと断ずることは適当ではない。本検証作業の意義は、むしろ、これを契機として、以後の談合処理の一層の充実・強化を図り、談合防止の取り組みを通じて、公共工事に対する国民の信頼の確保に努めていくことに求められるものである。